



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.2.03

No. 27 - 42

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

日航ニアミス事故 日航乗員 2306 筆の要請署名とともに 東京地検に関係者の不起訴要請、記者会見実施

1月27日、日乗連は安全会議、航空連と連名で下記の要請文と、IFALPA から小泉総理大臣に宛てた書簡及びそのプレスリリースを日航ニアミス事故の担当検事に手渡しました。担当検事は「ICAO ANNEX13 に則り、事故調査と司法捜査を区別すること」「本事故においては国内法上も犯罪性が無く不起訴相当であること」について意見を交換し、日航乗員からの不起訴要請署名ハガキ 2306 筆を届けました。また同日実施した記者会見では、TV、新聞などマスコミ 14 社の出席があり、「事故調査と刑事責任追及の分離」「航空事故がシステム性事故であること」などについて質疑が行われました。

「事故調査と司法捜査の分離」「ニアミス事故には犯罪性が無い」ことを世論に訴え、関係者の不起訴を勝ち取りましょう。

東京地方検察庁
検事正 上田 廣 殿

2004年1月27日

航空安全推進連絡会議
議長 大野 則行
航空労組連絡会
議長 内田 妙子
日本乗員組合連絡会議
議長 林田 幹男

日航ニアミス事故関係者の不起訴を求める要請

2001年1月31日に発生した日本航空907便と同958便の異常接近事故について、貴職のもと捜査が行われていますが、私たち日本の航空労働界を代表する航空安全推進連絡会議、航空労組連絡会及び日本乗員組合連絡会議は、以下の理由により本件事故関係者の不起訴を要請いたします。

国際民間航空条約第13附属書では、事故調査と犯罪捜査は分離して行われるべきものとしています。世界の航空界においては、明らかに罪を犯そうとした意図がある場合を除いて、関係者に対する刑事責任の追及は行わない事が常識となっています。

なぜならば、一連の有機的・総合的なシステムによって実施される航空輸送にあって、航空事故が、直接関与した当事者のミスやエラーによってのみ発生するものではなく、複数の要因が複雑に連鎖し発生する、いわゆるシステム性事故という種類のものであることと、その複雑なシステムのごく一部である直接当事者のみを処罰しても、当該事故の要因の究明や、同種の事故の再発防止には繋がらな



い事は、数多くの事故で世界の航空関係者が教訓として学んでいる事であり、さらに同種事故の再発防止のためには、そのシステムの複雑性ゆえ、関係者の率直な供述をもとに調査を行う必要があるからです。

航空 100 年の歴史の中で、悲惨な事故の経験から生み出されたこのような考え方の集大成が、国際民間航空条約第 13 附属書ともいえます。

本件事故についても、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会の事故調査報告、勧告・建議に述べられているとおり、事故当時の衝突防止装置や関連規程を含む運航システムに不備があった事が指摘されており、事故後多くの改善措置がとられました。

これは明らかに、直接当事者の行為そのものではなく、システムの不備から発生した事故だったという証左であり、業務上過失を含め、本件事故には一切の犯罪性が無い、ということに他なりません。

国際民間航空条約第 13 附属書 5.12 (記録の非開示)には、「事故またはインシデントがいかなる場所で発生しても、国の適切な司法当局が当該記録の開示が当該調査または将来の調査に及ぼす国内的及び国際的悪影響よりも重要であると決定した場合でなければ、調査実施国は、次の記録を事故又はインシデント調査に利用してはならない。 - 以下略 - 」と規程しており、その理由として「事故又はインシデント調査の間に面接した者から自発的に提供されたものを含む上記の記録に含まれる情報は、その後の懲戒、民事、行政及び刑事上の処分に不適切に利用される可能性がある。もしこのような情報が流布されると、それは将来、調査官に対し包み隠さず明らかにされるということがなくなるかもしれない。このような情報を入手出来なくなると、調査の課程に支障を来し、航空の安全に著しく影響を及ぼすことになる。」と記述しています。

すなわち、犯罪性の無い本件事故の直接関係者を犯罪者として起訴するようなことがあれば、それは国民の足としての航空輸送の安全を損ない、結果として国民・利用者に不利益をもたらすことになります。

貴職におかれましては、世界の航空関係者が幾多の犠牲の下に得た教訓を無駄にする事のないよう、国民の安全確保という大局の見地から、本件に関する不起訴を決定されますよう、IFALPA から小泉総理大臣宛意見書ならびに、当該日本航空に所属する乗員 2306 筆の不起訴要請署名とともに、安全を願う航空関係者の総意として要請するものです。

以上

添付文書

各航空団体組織概要

13 MAY 2003 IFALPA and IFATCA Joint Press Release

6 Jan 2004 Letter to Prime Minister from IFALPA

16 Jan 2004 IFALPA Press Statement

日本航空乗員による不起訴要請署名 (全乗員 2400 名中 2306 筆)